

防監第 2 4 5 号
2 8 . 9 . 3 0
一部改正 防 監 第 8 8 号
3 0 . 3 . 3 0

総 務 課 長
統括監察官 殿

防衛監察監
(公印省略)

防衛監察本部に所属する自衛官及び事務官等の人事評価の実施
について（通知）

標記について、人事評価に関する訓令（平成 2 8 年防衛省訓令第 5 6 号）に
基づき、別紙のとおり定め、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から適用することとしたの
で通知する。

添付書類：別紙

防衛監察本部人事評価実施権者等

人事評価に関する訓令（平成２８年防衛省訓令第５６号。以下「訓令」という。）第７条及び第１７条に基づく評定者、調整者、調整者の補助者及び実施権者は次のとおりとする。

１ 一般行政

被評価者／区分	評価者	調整者	調整者の補助者	実施権者
副監察監	防衛監察監			防衛監察監
課長 統括監察官	副監察監	防衛監察監		
室長 班長 課長補佐	課長又は統括監察官	副監察監		
室長補佐 専門官 調査官 係長 主任 係員	室長、課長補佐又は班長		課長又は統括監察官	

２ 技能及び労務

被評価者／区分	評価者	調整者	調整者の補助者	実施権者
主任	課長補佐	副監察監	課長	防衛監察監

３ 自衛官

被評価者／区分	評価者	調整者	調整者の補助者	実施権者
監察官	副監察監	防衛監察監		防衛監察監
班長	統括監察官	副監察監		
調査官	班長		統括監察官	
専門官 係員	室長又は課長補佐		課長	

苦情相談の体制

1 苦情相談員の配置

訓令第20条に規定する苦情相談員は、次のとおりとする。

苦情相談員	総務課長 総務課課長補佐 統括監察官付監察総括班長
-------	---------------------------------

2 苦情処理窓口

訓令第20条に規定する苦情処理機関は、次のとおりとする。

苦情処理窓口	総務課人事係
審理機関 (決裁権者)	総務課（総務課長）

(注) 決裁権者とは、審理機関が行う審理に責任を有する者をいう。